

千葉市新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

令和6年8月2日

千葉市

要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問内容	回答
1	13	2	5	(2)	1)	イ	資料6に記載ある箸以外については本業務開始時には全て更新されているものという理解でしょうか。また、これまでの更新履歴をご開示ください。	更新されたものではなく、使用できる状態のものとお考えください。更新履歴については、資料4-2をご参照ください。 なお、予備分は新品です。
2						資料6 ①食器②食缶	廃番製品はどのような取扱いでしょうか。	重ねることを想定し、サイズや形状（取っ手の位置等を含む）が近く、材質が同じ物であれば可とします。
3						資料6 ①食器	ポリプロピレン製（改良型）と記載が御座いますが、改良型の仕様をご教示ください。	比重を調整し水に沈む重さとして洗浄性を高めた仕様です。
4						資料11 調整設備保守管理業務	年間点検回数は3回とありますが、事業者提案により実施回数変更は可能でしょうか。	事業者提案により実施回数変更は可能ですが、要求水準書に規定する実施回数以上を満足するものとします。
5						資料11	調理設備保守管理業務N042、43、44と各種備品保守管理業務N058、59、60の違いをご教示ください。	No42、43、44は、給食エリアに設置された調理設備本体等（1階更衣室内の殺菌庫を含む）と、調理に関する温度管理システムを対象とします。 No58、59、60は、それ以外の調理設備（給食エリア外に保管してある予備部品等）、他備品の点検・保守管理を指します。「調理器具」はNo.6の回答をご参照ください。 なお、事業者の提案により、点検項目の組み替えを行うことは可とします。
6						資料11 各種備品保守管理業務	N058、調理器具の定義をご教示ください。	要求水準書：第2/5/(1)/③に示す調理備品を指します。

要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問内容	回答
7						資料12 (参考) 修繕更新費の設定	「基本として補修もしくは修繕にて対応しながら、事業期間中に1回以上の更新（全数）を行うことを想定」とありますが、事業期間中の性能機能を維持させることを前提に、更新有無や更新回数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書 資料12の表中の考え方は、本件施設の劣化調査を踏まえて本市が作成した長期修繕計画より、本事業の事業期間中に「補修若しくは修繕」又は「事業期間中に更新」が必要となると本市が想定しているものです。そのため、事業者にて事業期間中の本件施設の性能機能を維持し、かつ事業終了後1年以内は修繕更新が発生しない長期修繕計画を提案ください。
8						資料12 ⑤調理設備 考え方	「補修若しくは修繕に加え、事業期間中に更新を行う」や「更新期間中に更新を行う」とありますが、事業期間中の性能機能を維持させることを前提に、補修・修繕・更新の業務内容は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	No. 7の回答を参照してください。

様式集に関する質問への回答

No.	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問内容	回答
1	52					様式17-4 (4) 地域への貢献	<p>「※発注件数及び発注額の割合は、想定される発注件数及び発注金額に占める割合（小数点第一位まで）を記入すること。」とありますが、全体の件数の基準がわかりかねます。数値を入れた具体的な記載例をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>全体の件数の基準は、構成員実施分を含む総事業費及び総発注件数となります。このうち総事業費に係る地元事業者への発注件数及び発注額の割合をカウントください。なお、カウントは構成員からの一次下請けまでの金額とします。</p> <p>例) 総事業費100億円、構成員2社（Aは地元ではない、Bは支店あり）、構成員からの下請け発注計4件 構成員Aが50億円受託、そのうち10億円を地元企業（本店）1社に発注、構成員Bが50億円受託、そのうち20億円を地元企業（支店）1社に発注、 の場合。</p> <p>本店：1件、10億円 件数16% 金額10% 支店：2件、50億円 件数33% 金額50%</p> <p>金額が、構成員と下請け分で重複する場合は、重複カウントしないようにしてください。</p>

包括委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問内容	回答
1	2	1	第6条	1		契約の保証	本契約の締結と同時に契約保証金の納付または(1)～(3)の保証を付さなければならないとございますが、1期事業の終了が令和7年9月となっておりますので、保証を付す時期を令和7年10月からとしていただけませんか。	原案のとおりとします。 実施方針に関する質問への回答No. 8を参照してください。
2	22	別紙4	1			第三者賠償責任保険	保険の算出基礎は、施設賠償責任保険は運営費、請負業者賠償責任保険は維持管理費、生産物賠償責任保険は運営・維持管理費でよろしいでしょうか。	保険の付保については、別紙4の内容を満たす限り、算出基礎については事業者及び保険会社間の決定によることで問題ありません。 なお、保険料は様式16-4、様式17-2②に計上してください。
3	22	別紙4	3			普通火災保険	「火災、落雷、破裂、爆発」「風災、雹災、雪災」の補償があれば、最低限の補償を満たしている理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	22	別紙4	3			普通火災保険	普通火災保険の補償額が本施設の再調達価格となっておりますが、事業者の帰責による火災等で施設が損傷した場合でも、帰責者の法律上の賠償範囲は時価までとなりますので、補償額を再調達価格から時価へと修正いただけますでしょうか。	保険内容は賠償範囲を定めるものではなく、火災のリスクに備え、本施設の再築費用をも填補できる補償を求めため、本事業の契約条件として火災保険の補償額を再調達価格としているものです。 原案のとおりとします。